

に殉死すべしとて、洛中洛外の街頭に札を立たり。貴賤擧て群聚し、棧を構へ幕を張り、實に觀者堵の如し。則千本松原にて殉死を催す。白衫一重着し、芭蕉布の單羽織に白練の長袴し、剃髪すれば白布を以て鉢巻し、一尺二寸の刀の柄を紙にて包たるを指、白幕を四方に張り、其中に四間四方の牀を設け其上に居たり。諸侯大夫及舊友知音より暇乞の使者實に市の如し。親戚の輩前後左右へ臨んで、人々亶事を始めれば頗る時を移しけり。藏人數盃の獻酬に醉出で、前後も不知打臥鼾睡しぬ。見物の諸人此形勢を見大に驚き、扱々臆病至極の腹切や、か様の不埒比興の人とも不知、遙々來りぬる事の口惜さよと、聲々に呼はり立歸るものゝ多かりし。然處へ太閤の上使來り、此度秀次の爲に殉死かたく制禁と兼て命ある所に、藏人追腹の儀上聞に達し、大に御氣色損じ、若相背くならば親類縁者悉く可被處罪科と、大聲に申渡す。藏人奉畏と御請し、早々乗物に取乘、何方ともなく退たり。群聚の人は一度に嘯と笑たり。誠に世上の笑と成たり。藏人不慮に命を助かり、則西山へ隱居し、恥辱とや思ひけん何人にも不對面、幽齋して日を送る。爰に肥前

守前田利長此由を聞て曰。彼は武勇の者也。然に殉死を仕損じ、世人の笑種と成事の不審さよ。某所存あれば何とぞ渠を扶持せんと。則使者を遣し、一萬石を以て招かれけれども許容せず。使者に答て曰。肥前殿の御心入満足す。乍然其主君の御供せんと殉死を催所に、御制禁の上使來る。全く命を惜むにあらす。君命を重んじ殉死を止たり。然に世人誤て某を笑ふ。是故再び世人に面を不向と誓て致幽居也。其上存する旨も候へば、可有御免と申切て不請合。利長愈以て感じ給ひ、重て使者を以て是非とも可被參候。一萬石不足に候哉、又所存とは何事に候哉、望の事あらば所望に可任と、言を盡して被招けれども終に不來。前田家臣等云様は、君は諸人の笑種となる臆病者の藏人を、一萬石を以て招給ふ。是は如何成思召に候哉。若此者を扶持し給はゞ、是に十倍する前田殿と、世人の流言可有之候。誠に無益の御所存と諫ければ、渠は我方へ數年出入し、度々譽ある事共我知りぬ。自然の事あらん時は、此度の恥辱を雪んとて必ず勇を勵べし。腹切事は下手なれども鑢突事は名人也。一萬石を捨物にし何とぞ藏人を召抱へん。世人の流言は憂

ふるに不足と被申候へば、家臣等は餘りの事と興醒めけれども、君命重ければ重て諫る者もなし。其後利長從兵只四五人にて、密に西山へ赴き藏人に對面し、異國本朝の例を引て様々に被招ければ、藏人漸く承引し利長と打連て來り、終に一萬石を得て家臣と成ける。慶長五年賀州大正持城主山口玄蕃頭正弘、其子右京亮脩弘父子は、石田方にて籠城す。利長は關東方故、山口を攻んとて金澤より馳向ふ。此時件の藏人先陣を望み、手勢貳百人を前後に従へ、無二無三に城際へ馳行、堀を破て攻戦ふ。城兵千二百五十餘人城を拂て突出、藏人を二重三重に圍み生捕へんと争ひす。藏人苦戦し大勢を突崩し、一方を打破り圍を抜て息をつぐ。味方の兵を數ふるに五十人に不足けり。一息繼て又馳入り山口父子を目懸、一文字に打て懸る。藏人終に本丸の橋爪迄攻入たり。鐵炮藏人が膝へ中て倒れけるが、鎗を杖につき門際迄馳寄。成田喜三郎、飯田又六、松井宗助三人は城中の精兵なるが、此三人と渡合ひ又六をば突倒し、松井・成田をば鎗付たり。二人城内へ入れれば、藏人は是迄成とて胃を脱で、太刀を逆手に持て首を搔切り死したりけり。

此城の早く陥りけるも藏人が先登故也と云。利家は家臣へ向ひ、汝等某を誹謗し、臆病者に一萬石を授し心底を不知き。此戦功此忠死、利長が思案相違にやと、甚自慢いたされけり。聞もの舌を卷き手を握り、誠に臣を知らずとは、か様の事なるべしとて、利長の妙算を感じけり。

一、前田玄以、秀吉に取立てらる。
同十二 前田德善院玄以宗句は、丹波龜山城主にて京都所司代也。
 太閤初め播磨守たりし時、前田又左衛門利家の一族と稱し、秀吉へ仕て百五拾石取しに、段々登庸し五萬石迄に成候。學問に達し名譽を顯す。關原の時、關東へ内應せる故に本領安堵せしが、息主膳正罪ありて領知沒收し、其子安藝守直勝小祿と成ぬ。

一、福島正則所領沒收は權現様御遺言
同十四 藝備四州太守從三位參議福島正則、元和五年己未六月九日國除。其始末は台徳公執政本多上野介正純、父佐州正信は先達て幸。酒井雅樂頭忠世、安藤對馬守重信、板倉伊賀守勝重、土井大炊頭利勝を召て潛に仰けるは、福嶋事所領可沒收の旨權現様遺言也。然共熟考ふるに、正則は當家へ屬し忠節深く不忠の